

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめに対する本校の基本的な考え

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。この考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように全力で取り組むものとする。

(1) いじめの定義

■まず、このことを確実に理解するものとする。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

■つぎに、具体的ないじめの態様を理解するものとする。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

■まず、この認識に立つものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。けんかやふざけ合いであっても、好意で行った行為であっても、児童の感じる被害性に着目して判断すること。（いじめという言葉を使わず、柔軟に対応することも可能）

また、たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることも踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

■つぎに、いじめに対して教員がとるべき基本姿勢を理解するものとする。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

2 いじめ対策組織の設置

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として一貫した対応を行う。

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・該当担任等で構成する。

(2) 役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
 - ・いじめを始めたとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。・・・ 3の(4)を参照

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる集団づくりを行う。

- ① 学校として、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
 - 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - 被災児童 など
- ② 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ③ 児童生徒の活動や努力を認め、自尊感情や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ④ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめ問題について考え、議論する活動等を推進する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

⑤ ネット上の不適切なサイトや書き込み等を防止するために、関係機関や保護者等と連携しながら、研修会や早期発見・早期対応の取組など、ネットいじめに対処する体制を整備する。

○フィルタリング ○ペアレンタルコントロール ○ネットパトロール ○削除依頼 など

(2) いじめの早期発見の取組

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- ① いじめに係る情報が寄せられた時は、優先して速やかに管理職に報告する。
- ② アンケートにもとづく教育相談を定期的実施（年3回）し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ③ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめ（掲示板、メール、SNS等によるいじめ）への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

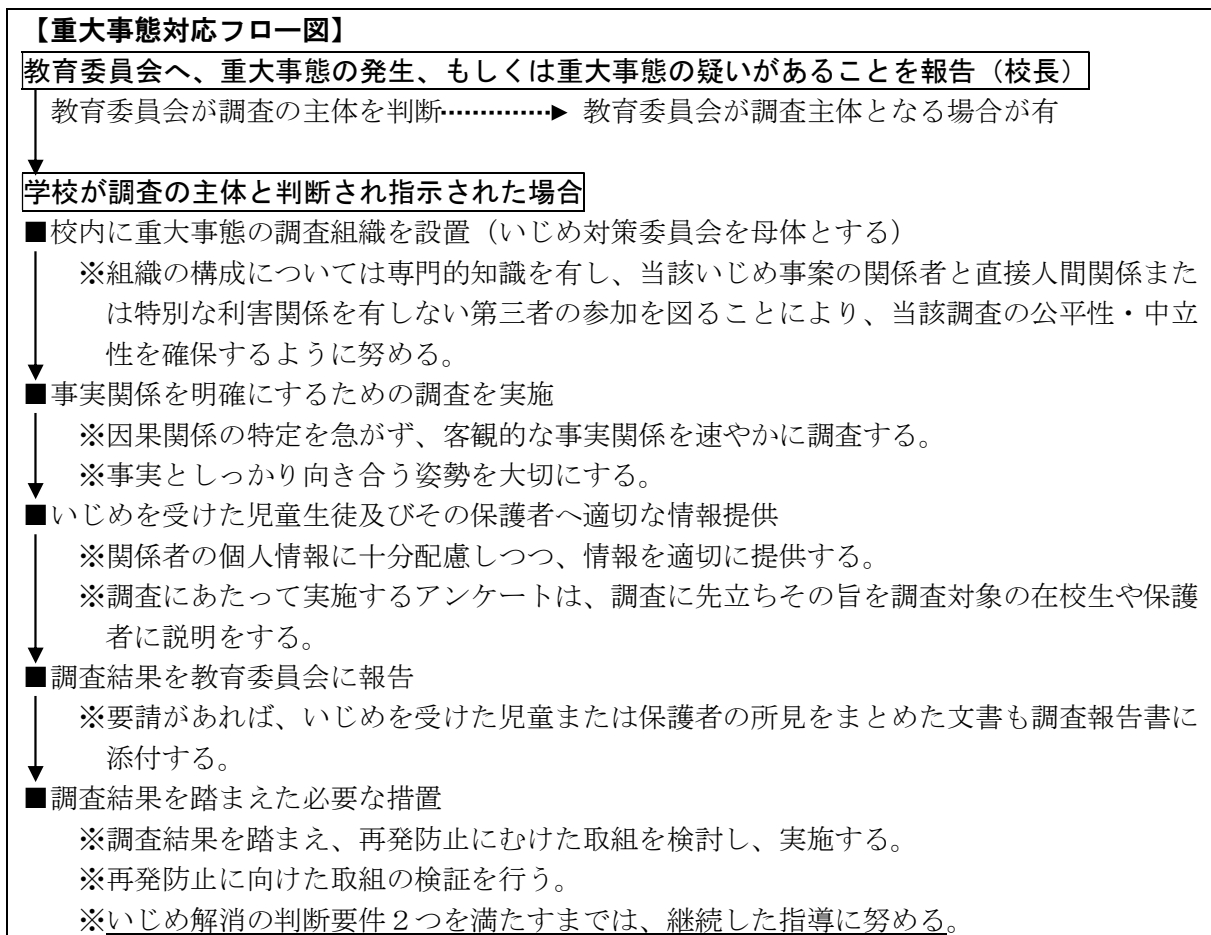
(4) いじめに係る行為の解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（ネット上でのいじめを含む）が止んでいる状態が3か月間継続していること。いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合、もしくは重大事態の疑いがあると認められたときは、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて市教育委員会の指導や適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。



5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会できじめに関する取組の検証を行う。

【付 記】

- ・平成30年4月1日 いじめ防止対策推進法の改訂に伴って一部見直し